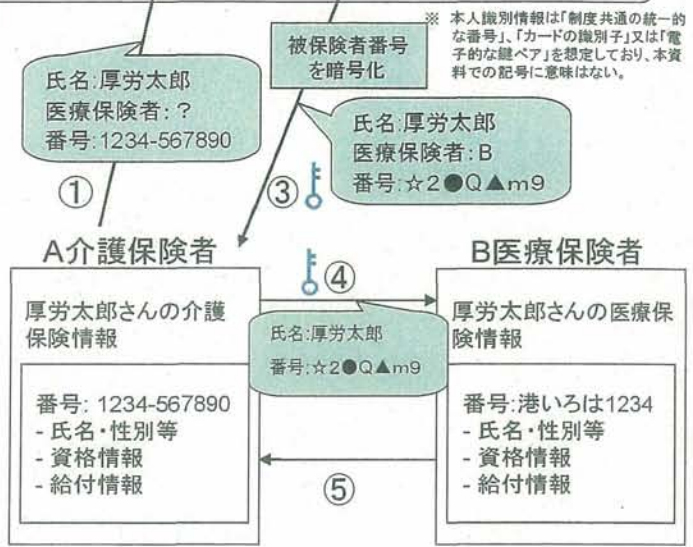


保険者間をまたがった資格・給付調整の実現方法例(案)

本人識別情報※	氏名	介護保険 被保険者番号	② 医療保険 被保険者番号	年金保険 被保険者番号
B※○1▽◆	厚労太郎	1234-567890 →	港いろは1234	123456
●5★□C9	健保花子	8011-999999	B203-4321	-----
A3D☆dP	年金一郎	9999-000000	369-11111	246246

- ① A介護保険者は情報を入力したい人物厚労太郎さんに関する氏名と被保険者番号「1234-567890」を中継DBに送信
 - ② 中継DBは、氏名と被保険者番号「1234-567890」を基に、当該被保険者が
 - ・ B医療保険者に属していること
 - ・ その医療保険者の被保険者番号「港いろは1234」を抽出
 - ③ 中継DBは、
 - ・ B医療保険者に属していること
 - ・ B医療保険者の秘密鍵で暗号化した被保険者番号(「港いろは1234」→「☆2●Q▲m9」。B医療保険者のみが復号可能)をA介護保険者に送信
 - ④ A介護保険者は③をB医療保険者に転送して、厚労太郎さんの情報を照会
 - ⑤ B医療保険者は公開鍵で被保険者番号「☆2●Q▲m9」を復号化(「港いろは1234」)できることにより、中継DBを介した正当な問い合わせであることを確認し、A介護保険者に厚労太郎さんに関する情報を回答
- ※ 本人の同意を得て、又は、法令上に規定がある主体間、情報((例)医療保険と介護保険の給付調整のための情報等)についてのみ行うことを想定(個人情報保護法制の枠内で運用)
- ※ ③については、中継DBからB医療保険者に直接問い合わせ内容を通ずる、及び(又は)⑤について、中継DBを経由してB医療保険者からA介護保険者に回答する等の方法もあり得る。

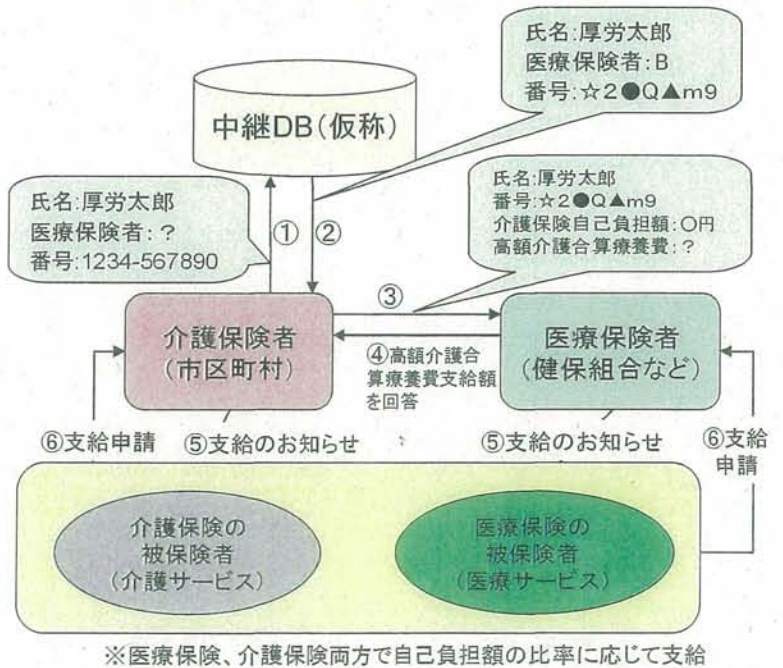


○ 本人の同意がない、又は法令上認められていない情報連携が行われることを抑止するため、中継DB及び各保険者にアクセスログを残し、本人が確認できるものとするのが重要。

中継DB(仮称)を使った保険者間情報連携の適用例案(1)

例1: 高額介護合算療養費の受給手続(案)

- ① 介護保険者(市区町村)は、毎年度各介護保険受給者について中継DB(仮称)に所属医療保険者を問い合わせ
- ② 中継DBは受給者の所属医療保険者名と暗号化した医療保険被保険者番号を送信
- ③ 介護保険者は所属医療保険者に対し、暗号化された医療保険被保険者番号を元に、介護保険給付の自己負担額を伝達するとともに、医療保険者からの高額介護合算療養費の支給額を問い合わせ
- ④ 医療保険者は介護保険者に高額介護合算療養費の支給(予定)額を回答
- ⑤ 介護保険者・医療保険者は社会保障ポータル(仮称)等を通じて受給者に高額介護合算療養費が支給されること及び支給予定額をお知らせ
- ⑥ 受給者は、電子申請(又は書面申請)により、介護保険者・医療保険者に支給申請(添付書類は不要)



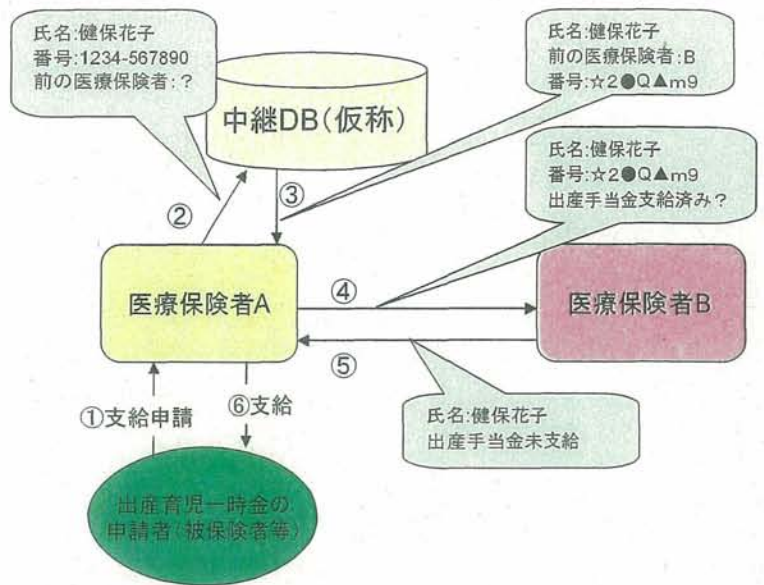
- 効果**
- 申請の際に添付書類(自己負担額証明書)が不要に
 - 高額介護合算療養費が受給できる場合、支給予定額と併せて自動的に保険者からお知らせ(給付漏れの防止効果)
 - ペーパーレス化により保険者事務の効率化が図れる
 - 保険者間の情報のやりとりを自分で確認できるので安心

※ 上記の実現には、介護保険法の手続規定(現行では、最初に受給者からの申請が必要とされている)等の改正が必要。

中継DB(仮称)を使った保険者間情報連携の適用例案(2)

例2: 出産育児一時金の支給調整

- ① 申請者は医療保険者Aに出産育児一時金の支給を申請
- ② 申請を受けた医療保険者Aは、申請者の同意の上で、中継DB(仮称)に申請者の異動前の(又は異動後の)所属医療保険者を問い合わせ
- ③ 中継DBは医療保険者Aに異動前の(又は異動後の)所属医療保険者名(B)と暗号化した医療保険被保険者番号を送信
- ④ 医療保険者Aは医療保険者Bに対し、暗号化された医療保険被保険者番号を元に、申請者に対して出産育児一時金を支給状況を問い合わせ
- ⑤ 医療保険者Bは医療保険者Aに支給の有無を回答
- ⑥ 支給調整が必要なければ、医療保険者Aは申請者に出産育児一時金を支給



効果

- これまで電話等で行っていた保険者間の出産育児一時金支給状況の問い合わせ事務を軽減
- 申請者からも保険者間の情報のやりとりを自分で確認できるので安心

- 上記のほか、将来的には、社会保障における様々な局面での活用が考えられる。